

公立大学法人青森公立大学授業料等規程施行細則

平成21年4月1日
規程第5号

改正	平成23年	1月規程第	1号
改正	平成25年	3月規程第27号	
改正	平成26年	3月規程第	5号
改正	平成27年	3月規程第	1号
改正	平成28年	3月規程第	6号
改正	平成29年	3月規程第	9号
改正	平成30年	3月規程第13号	
改正	平成31年	3月規程第	7号
改正	令和元年	7月規程第31号	
改正	令和元年	12月規程第34号	
改正	令和2年	3月規程第25号	
改正	令和6年	3月規程第	9号

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人青森公立大学授業料等規程（平成21年規程第4号。以下「規程」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(納入期間)

第2条 授業料の納入期間は、次のとおりとする。

- (1) 春学期 4月1日から同月30日まで
- (2) 秋学期 10月1日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の給付型奨学金を申請している者は、理事長が別に定める。

(入学料の減免)

第3条 理事長は、再入学する者に対し、入学料を免除するものとする。

2 理事長は、新たに入学する者で、機構の給付型奨学金採用者については、入学料の全額又は一部の免除を許可することができる。

(授業料の減免及び範囲)

第4条 理事長は、授業料を負担する者が機構の給付型奨学金採用者となった場合、規程第12条第1項の規定により授業料の全部又は一部を免除するものとし、その条件及び免除の額は、「大学等における修学の支援に関する法律施行令」（令和元年政令第49号）第2条の定めによるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する授業料の減免は行わない。

- (1) 前項の事由発生以前の学期の授業料
- (2) 休学による認定の効力の停止期間にある者の授業料
- (3) 懲戒処分による認定の取消し及び効力の停止期間にある者の授業料
- (4) その他理事長が別に定めるとき
(外国人留学生の特例)

第5条 青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町又は蓬田村が国際交流の推進等を目的とする協定を締結している外国の地域から、これらの市町村がその負担により受入れを決定した留学生及び文部科学省が定める国費外国人留学生制度に基づき受入れを決定した留学生に係る入学料及び授業料については、これを免除するものとする。ただし、当該負担に入学料及び授業料（以下、「授業料等」という。）が含まれる場合は、この限りでない。

2 前項の文部科学省が定める国費外国人留学生制度のうち、大学推薦制度により本学の推薦を受けた国費外国人留学生が本学に入学するために必要な入学検定料は、これを免除するものとする。

(私費留学生)

第6条 私費留学生に係る授業料の減免の判定基準は、理事長が別に定める。

(特待生の特例)

第7条 第3条から前条までに定めるもののほか、特待生に係る授業料等については、これを免除するものとし、その基準は、理事長が別に定める。

(授業料の分割納入)

第8条 授業料を負担する者が、規程第12条第2項の規定に該当し、分割納入を希望する場合は、理事長が別に定める様式により申請しなければならない。

(分割納入の納入期間)

第9条 授業料の分割納入を許可された者は、理事長が別に定める期間に納入するものとする。

(減免及び分割納入の制限)

第10条 授業料等の減免及び授業料の分割納入は、当該学期分に限るものとする。

(申請手続)

第11条 授業料等の減免を受けようとする者は、授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（様式第1号）を、本学が別に定める期日までに理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する家計急変事由が発生した場合は、事由発生後3か月以内に機構の給付型奨学金と併せて申請することができる。

- (1) 生計維持者の一方（又は両方）が死亡した場合
- (2) 生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上就労が困難

な場合

- (3) 生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業の場合に限る）した場合
 - (4) 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、上記(1)から(3)に該当した場合
 - (5) 生計維持者の一方（又は両方）が、上記の被災により生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生した場合
- 3 授業料減免を受けている者が、引き続き減免を受けようとするときは、授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書（様式第2号）を本学が別に定める期日までに理事長に提出しなければならない。

（審査）

第12条 理事長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査して授業料等の減免の可否を決定し、授業料等減免認定結果通知書（様式第3号から第5号）により通知するものとする。

- 2 理事長は、学業成績の判定をし、減免の可否を、適格認定における学業成績の判定結果通知（様式第6号及び第7号）及び、適格認定における収入額・資産額の判定結果通知（様式第8号及び第9号）により通知するものとする。

（減免の辞退）

第13条 授業料等の減免を受けている者が、支援の辞退を希望する場合は、直ちに授業料等減免の支援停止申請書（様式第10号）を理事長に提出しなければならない。

- 2 認定の効力を停止した支援対象者が、支援の再開を希望する場合は、直ちに授業料等減免の停止の解除（支援の再開）申請書（様式第11号）を理事長に提出しなければならない。

（減免の取消し）

第14条 大学等における修学の支援に関する法律施行規則第15条第1項及び第16条の規定に基づき、授業料等の減免を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、減免等を取り消すものとし、授業料等減免の認定取消通知書（様式第12号）にて通知する。

- (1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けたとき
- (2) 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したとき
- (3) 修得した単位数等の合計数が標準単位数の5割以下となったとき
- (4) 学修意欲が著しく低い状況と判断されたとき
- (5) 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当したとき
- (6) 上記(2)から(5)に該当し、かつ学業成績が著しく不良であると認められ、そのことについて災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められないとき

2 前項に定めるもののほか、第5条第1項の規定により授業料等の免除を受けた者が同項に規定する市町村による負担の決定を取り消されたときは、当該免除の決定を取り消すものとする。

(減免の認定効力の停止)

第15条 大学等における修学の支援に関する法律施行規則第18条第1項に基づき、授業料等の減免を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、減免等の効力を停止するものとし、授業料等減免の認定の効力の停止に関する通知(様式第13号)にて通知する。

- (1) 休学を認められたとき
- (2) 停学(3月未満の期間のものに限る。)または訓告の処分を受けたとき
- (3) 適格認定における収入額、資産額の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額又は資産の合計額が、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行規則第10条第2項第3号イ又はロに定める額に該当しなくなったとき
- (4) 日本国籍を有しておらず、支援対象となる在留資格等を有しなくなったとき
- (5) 本学が定める日までに減免継続願を提出しなかったとき
- (6) 本学が定める日までに各種届出を提出しなかったとき

2 授業料等減免を受けている者が、認定の取り消し、又は認定の効力の停止を受けた場合は、理事長が別に定める期日までに定められた金額を徴収するものとする。

(国籍・在留資格の変更)

第16条 支援対象者に、国籍又は在留資格の変更が生じた場合は、直ちに授業料等減免の対象者の国籍・在留資格等の変更届(様式第14号)を理事長に提出しなければならない。

(生計維持者の変更)

第17条 支援対象者の生計維持者に変更が生じた場合は、直ちに授業料等減免の生計維持者の変更届(様式第15号)を理事長に提出しなければならない。

(転学・編入学等に伴う手続き)

第18条 支援対象者が、転学又は編入学により大学等を異動する場合は、理事長は、異動先の大学等へ、直ちに授業料等減免の実績に関する報告書(様式第16号)を提出しなければならない。

(授業料等の還付)

第19条 機構の給付型奨学金採用者については、理事長は、既納の授業料等を還付することがある。

(補則)

第20条 この細則に定めるもののほか、授業料等の減免等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この細則の施行の日前において、公立大学法人青森公立大学の設立に伴う関係規則の整理に関する規則（平成21年青森地域広域事務組合規則第1号）第5条の規定による廃止前の青森公立大学授業料等条例施行規則（平成4年青森地域広域事務組合規則第4号）の規定に基づきなされた申請、決定、処分その他の行為は、この規程の相当規定に基づきなされたものとみなす。

(減免割合の特例)

- 3 平成32年3月31日までの間におけるこの細則による改正後の別表の規定の適用については、同表中

「

①対象となる学生が、日本学生支援機構第2種奨学金の学業成績基準を満たしており、特に学業成績優秀であると理事長が認めたとき。	半 額
②①の条件を満たす学生が極めて学業成績優秀で、かつ、人物優秀であると理事長が認めたとき。	全 額

とあるのは

「

①対象となる学生が、日本学生支援機構第2種奨学金の学業成績基準を満たしており、学業成績優秀であると理事長が認めたとき。	4分の1
②①の条件を満たす学生がさらに学業成績優秀であると理事長が認めたとき。	3分の1
③①の条件を満たす学生が特に学業成績優秀であると理事長が認めたとき。	半 額
④①の条件を満たす学生が極めて学業成績優秀で、かつ、人物優秀であると理事長が認めたとき。	全 額

とする。

(授業料の納入期間の特例)

- 4 第2条の規定にかかわらず、2020年度の日本学生支援機構の給付型奨学金に申請をしている者は、理事長が別に定める期間に納入するものとする。
(授業料の減免及び範囲の特例)
- 5 第4条第3項の規定にかかわらず、2020年度の日本学生支援機構の給付型奨学金に申請をしている新たに入学者については、この限りではない。
(申請手続等)
- 6 第11条及び第12条の規定にかかわらず、2020年度の日本学生支援機構の給付型奨学金に申請をしている者の減免申請手続等は別に定めるものとする。

附 則 (平成23年規程第1号)

(施行期日)

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第27号)

(施行期日)

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規程第5号)

(施行期日)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第1号)

(施行期日)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第6号)

(施行期日)

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規程第9号)

(施行期日)

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年規程第13号)

(施行期日)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規程第7号）

（施行期日）

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第31号）

（施行期日）

- 1 この細則は、令和元年7月12日から施行する。

（経過措置）

- 2 この細則の施行の際現に存するこの細則による改正前の細則に定める様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年規程第34号）

（施行期日）

この細則は、令和元年12月9日から施行する。

附 則（令和2年規程第25号）

（施行期日）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規程第9号）

（施行期日）

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

年 月 日

公立大学法人青森公立大学
理事長 石川 浩明 様

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料及び入学金(以下、「授業料等」という。)減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構(以下、「機構」という。)を通じ、青森公立大学が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が青森公立大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。(※を付した項目については、該当者のみ記入すること。)

申請者	フリガナ				入学(予定)年月		年 月 入学(予定)			
	氏名									
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)								
	現住所	〒 —		都道 市区		府県 町村				
	所属(予定) 学部・学科等	学部 学科		学籍番号 又は 受験番号						
	学年	昼間・夜間・通信の別		<input type="checkbox"/> 昼(昼夜開講を含む) <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信						
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(※)		(学校名)		(期間/月数)		年 月 ~ 年 月 / 月			
	過去に本制度の入学金免除を受けたことがありますか。				ある ・ ない					
機構の給付型奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること。							支援区分			
<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号(採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号)】						<input type="checkbox"/> 第Ⅰ区分 <input type="checkbox"/> 第Ⅱ区分 <input type="checkbox"/> 第Ⅲ区分 <input type="checkbox"/> 第Ⅳ区分		※支援区分が確定している方は、□に✓印を付けてください。		
<input type="checkbox"/> 在学(在学予約)採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号(給付奨学生となっていれば奨学生番号)】										

※授業料等納付後に支援区分が確定した場合は、還付の手続きが必要となります。手続きについては、改めてご案内します。

※実習演習費は、減免の対象外です。年2回、半期分15,000円を納入してください(納付書は4月、10月に送付予定)。

申請書の作成にあたっての注意事項

イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付型奨学金の申込みを行ってください。給付型奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。

給付型奨学金の申込みを行わず(行う予定がなく)、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、(別紙1)の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学(若しくは専攻科に入学)した学生であって編入学又は転学(若しくは専攻科に入学)する前に在学していた学校(大学、短大、高専、専門学校)が2つ以上ある場合は、あわせて(別紙2)の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて(別紙3)の提出が必要です。(給付型奨学金をあわせて申込み(既に申込みしている)場合は別紙1～3の提出は不要です。)

なお、給付型奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付型奨学金に申込みの結果認定を受けることができなかった(給付奨学生として採用されなかった)場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。

ロ 給付型奨学金に未申請のため、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付型奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。

ハ 「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピーを必ず添付してください。

ニ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該機関の月数を申告してください。

ホ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。

へ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

(別紙1)

申請者(本人)について

申請者 (本人)	国籍等	日本国 ・ 日本国以外	
		(国籍が「日本国以外」の人のみ回答)	
		永住者・法定特別永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者	
		在留期限	(在留資格が「法定特別永住者」、「永住者」以外の人のみ回答)
			(西暦) 年 月
日本に永住する意思	(在留資格が「定住者」の人のみ回答) あり ・ なし		
在学・履歴情報(通っていた進学前の高等学校等のうち最初に卒業した学校について)			
※高卒認定試験合格者等の場合は、試験名と合格年月を記入して下さい。			
学校名 (出身学校名)			
卒業年月		年 月	
あなたは、本学の1年次に入学しましたか。(編入学又は転学により本校の2年次以上に入学した場合は「いいえ」を選んでください。現在、専攻科に在学している場合は、「いいえ」を選んでください。)			
はい ・ いいえ			
(上記「いいえ」と答えた人のみ回答)			
本学に編入学又は転学(若しくは専攻科に入学)する前に在学していた学校へ入学した年月 (本校の専攻科の学生で本校の本科に通っていた場合は、本科に入学した年月)			
(西暦) 年 月			
本学に編入学又は転学(若しくは専攻科に入学)する前に在学していた学校に在籍していた最終年月 (本校の専攻科の学生で本校の本科に通っていた場合は、本科に入学した年月)			
(西暦) 年 月			
本学に編入学又は転学(若しくは専攻科に入学)する前に在学していた学校(大学、短大、高専、専門学校)が2つ以上ありますか。(本校の専攻科の学生で本校の本科に通っていた場合は、別の学校にも在学していたことがあれば、「はい」を選んでください。)			
はい ・ いいえ			
(※)「はい」と答えた人は、別紙2をあわせて提出してください。			

施設等 在籍 状況	あなたは社会的養護を必要とする、あるいは高等学校等在籍時に必要としていた人ですか。	
	はい ・ いいえ	
	(上記「はい」と答えた人のみ回答)	
	児童養護施設に入所 ・ 児童自立支援施設に入所 ・ 児童心理治療施設に入所 ・ 自立援助ホームに入所 ・ 里親に養育 ・ ファミリーホームで養育	
日本学生支援機構奨学金の利用有無について		
※現在、利用している場合は奨学生番号を記入してください。		
	奨学生番号	

生計維持者について

以下、生計維持者の情報については、生計維持者が自署してください。
 同一世帯に父母ともいる場合、収入の有無に関わらず、必ず父母とも「生計維持者」の欄に記入してください。
 (生計維持者とは、申請者の家計を支えている者であり、原則父母としています。父母がいない場合は、代わって生計を維持している者となります。(最大2名))

生計維持者 1	フリガナ		申請者との続柄	
	氏名			
	現住所	(<input type="checkbox"/> 申請者と同じ場合は左に✓を入れてください。)		
		〒 —		
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)		
	年1月1日時点で生活保護法の生活扶助を受給している。	はい ・ いいえ		
	年1月1日時点で日本国内に住民票の登録がある。	はい ・ いいえ		

生計維持者 2	フリガナ		申請者との続柄	
	氏名			
	現住所	(<input type="checkbox"/> 申請者と同じ場合は左に✓を入れてください。)		
		〒 —		
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)		
	年1月1日時点で生活保護法の生活扶助を受給している。	はい ・ いいえ		
	年1月1日時点で日本国内に住民票の登録がある。	はい ・ いいえ		

資産の申告

申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）の資産の合計は2,000万円未満（生計維持者が1人の場合は1,250万円未満）ですか。	はい ・ いいえ
---	----------

※「いいえ」を選んだ場合は、基準を満たしていないため、授業料等減免を受けられません。

申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）の資産額 （1万円未満は切り捨てて記入）	申請者 （あなた）	生計維持者 1	生計維持者 2

※ 申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）に関する市町村発行の最新の「住民票の写し」及び「課税証明書」（原本）を添付してください。課税証明書には、次の項目が記載されていることが必要です。

①課税標準額 ②調整控除額 ③調整額 ④扶養親族の数 ⑤合計所得金額 ⑥総所得金額等 ⑦本人該当区分

※ 申請者や生計維持者のいずれかが生活保護法の生活扶助を受給している場合には、1月1日時点の生活保護受給証明書を添付してください。

※ 社会的養護を必要とする、あるいはしていた方の場合、生計維持者の欄は記入不要です。児童養護施設等の在籍又は退所証明書を添付してください。

※ 外国籍の方は、在留資格及び在留期限がわかる証明書を添付してください。

※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

(別紙2)

編入学・転学の履歴

本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、本紙を提出してください。

○ 編入学・転学とは、ある学校から別の学校の2年次以上に入学する場合をいいます。

※ 例えば、ある大学の1年次を修了した後、別の大学の2年次に入学する場合はこれに該当します。（ただし、ある大学の1年次を修了した後、1年以上を経過して、別の大学の2年次に入学した場合は、含まれません。）

※ 別の学校の1年次に再入学するものは含みません。

※ 「学校」は、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校を指します。

	入学年月	在籍していた最終年月
はじめて入学した学校	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月
2つ目の学校	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月
3つ目の学校	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月
4つ目の学校	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月
5つ目の学校	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月

家計の急変に係る申告書

生計維持者1	氏名		続柄		
	家計急変の事由				
	生計維持者1の状況について、下記のうち該当するものを選択してください。				
	<input type="checkbox"/> A: 死亡 <input type="checkbox"/> B: 怪我又は病気のため、半年以上、就労が困難 <input type="checkbox"/> C: 失職(失業) ※定年退職や正当な理由のない自己都合退職などを除く。 <input type="checkbox"/> D: 震災、火災、風水害等に被災 <input type="checkbox"/> E: A~Dのいずれにも該当しない(事由が発生していない)				
	家計急変の事由が発生した年月 (上記でA~Dを選んだ人は記入してください)		(西暦)	年	月
	上記「家計急変の事由」で、「D: 震災、火災、風水害等に被災」を選択した場合、以下を記入してください。				
	災害の内容(該当するものを選んでください) <input type="checkbox"/> 地震、風水害、噴火等の自然災害 <input type="checkbox"/> 火災又は爆発等 <input type="checkbox"/> その他()				
申込時点での状況 <input type="checkbox"/> 被災により死亡 <input type="checkbox"/> 被災により生死不明(行方不明) <input type="checkbox"/> 被災により就労困難 (上記で「被災により就労困難」を選んだ人は記入してください)					
就労困難の理由 <input type="checkbox"/> 被災による傷病 <input type="checkbox"/> 災害の影響で勤務先(又は経営している会社)が倒産、廃業又は一時的に休業 <input type="checkbox"/> 災害の影響で自営業を廃業又は一時的に休業 <input type="checkbox"/> 災害の影響で通勤困難(道路の崩落、公共交通機関の長期運休等) <input type="checkbox"/> その他()					

※生計維持者が1名のみである場合は、下表は記入不要です。

生計維持者2	氏名		続柄	
	家計急変の事由			
	生計維持者2の状況について、下記のうち該当するものを選択してください。 <input type="checkbox"/> A : 死亡 <input type="checkbox"/> B : 怪我又は病気のため、半年以上、就労が困難 <input type="checkbox"/> C : 失職 (失業) ※定年退職や正当な理由のない自己都合退職などを除く。 <input type="checkbox"/> D : 震災、火災、風水害等に被災 <input type="checkbox"/> E : A~Dのいずれにも該当しない (事由が発生していない)			
	家計急変の事由が発生した年月 (上記でA~Dを選んだ人は記入してください)	(西暦) 年 月		
	上記「家計急変の事由」で、「D : 震災、火災、風水害等に被災」を選択した場合、以下を記入してください。			
	<u>災害の内容</u> (該当するものを選んでください) <input type="checkbox"/> 地震、風水害、噴火等の自然災害 <input type="checkbox"/> 火災又は爆発等 <input type="checkbox"/> その他 ()			
<u>申込時点での状況</u> <input type="checkbox"/> 被災により死亡 <input type="checkbox"/> 被災により生死不明 (行方不明) <input type="checkbox"/> 被災により就労困難				
(上記で「被災により就労困難」を選んだ人は記入してください)				
<u>就労困難の理由</u> <input type="checkbox"/> 被災による傷病 <input type="checkbox"/> 災害の影響で勤務先(又は経営している会社)が倒産、廃業又は一時的に休業 <input type="checkbox"/> 災害の影響で自営業を廃業又は一時的に休業 <input type="checkbox"/> 災害の影響で通勤困難 (道路の崩落、公共交通機関の長期運休等) <input type="checkbox"/> その他 ()				

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書

年 月 日

公立大学法人青森公立大学

理事長 様

私は貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者としての認定の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、青森公立大学が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が青森公立大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。

申請者	フリガナ			入学年月	年 月 入学	
	氏名					
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)				
	現住所	〒 都道府県 市区町村				
	所属学部・学科等			学籍番号		
	学 年	昼間・夜間・通信の別		<input type="checkbox"/> 昼（昼夜開講を含む）	<input type="checkbox"/> 夜	<input type="checkbox"/> 通信
	日本学生支援機構の給付型奨学金に関する情報					
給付型奨学金の奨学生番号						

- ※ 日本学生支援機構の給付型奨学金を併せて受けていただくことが基本です。「日本学生支援機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙を必ず提出してください。
- ※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ※ 給付型奨学金を受給しておらず、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙1の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて別紙2の提出が必要です。（給付型奨学金をあわせて受給している場合は、別紙1～2の提出は不要です。）
- ※ 実習演習費は、減免の対象外です。年2回、半期分15,000円を納入してください（納付書は4月、10月に送付予定）。

(別紙1)

申請者(本人)について

申請者 (本人)	国籍	日本国 ・ 日本国以外	
		(国籍が「日本国以外」の人のみ回答)	
	在留資格	永住者・法定特別永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者	
		在留期限	(在留資格が「法定特別永住者」、「永住者」以外の人のみ回答) (西暦) 年 月
	日本に永住する意思	(在留資格が「定住者」の人のみ回答) あり ・ なし	

生計維持者について

以下、生計維持者の情報については、生計維持者が自署してください。
同一世帯に父母ともいる場合、収入の有無に関わらず、必ず父母とも「生計維持者」の欄に記入してください。
(生計維持者とは、申請者の家計を支えている者であり、原則父母としています。父母がいない場合は、代わって生計を維持している者となります。(最大2名))

生計維持者1	フリガナ		申請者との続柄	
	氏名			
	現住所	(□ 申請者と同じ場合は左に✓を入れてください。)		
		〒 —		
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)		
	年1月1日時点で生活保護法の生活扶助を受給している。	はい ・ いいえ		
	年1月1日時点で日本国内に住民票の登録がある。	はい ・ いいえ		

生計維持者2	フリガナ		申請者との続柄	
	氏名			
	現住所	(□ 申請者と同じ場合は左に✓を入れてください。)		
		〒 —		
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)		
	年1月1日時点で生活保護法の生活扶助を受給している。	はい ・ いいえ		
	年1月1日時点で日本国内に住民票の登録がある。	はい ・ いいえ		

資産の申告

申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）の資産の合計は2,000万円未満（生計維持者が1人の場合は1,250万円未満）ですか。	はい ・ いいえ
---	----------

※「いいえ」を選んだ場合は、基準を満たしていないため、授業料等減免を受けられません。

申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）の資産額 （1万円未満は切り捨てて記入）	申請者（あなた）	生計維持者 1	生計維持者 2

- ※ 申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）に関する市町村発行の最新の「住民票の写し」及び「課税証明書」を添付してください。課税証明書には、次の項目が記載されていることが必要です。
- ①課税標準額 ②調整控除額 ③調整額 ④扶養親族の数 ⑤合計所得金額 ⑥総所得金額等 ⑦本人該当区分
- ※ 申請者や生計維持者のいずれかが生活保護を受給している場合には、1月1日時点の生活保護受給証明書を添付してください。
- ※ 社会的養護を必要とする、あるいはしていた方の場合、生計維持者の欄は記入不要です。児童養護施設等の在籍又は退所証明書を添付してください。
- ※ 外国籍の方は、在留資格及び在留期限がわかる証明書を添付してください。
- ※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

青公大教第 号
年 月 日

様

公立大学法人青森公立大学
理事長

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免認定結果通知書

年 月 日付けで申請のあった授業料等の減免について、対象者に認定し、下記のとおり、授業料等の減免を行いますので通知します。

記

1. 減免区分

- 第Ⅰ区分（満額の支援）
- 第Ⅱ区分（満額の2/3の支援）
- 第Ⅲ区分（満額の1/3の支援）
- 第Ⅳ区分（満額の1/4の支援）

2. 上記減免区分が適用される期間

年 月 ～ 年 月

3. 減免額

入学料 円

授業料 円（ 年 月分～ 年 月分）

4. 減免後の納付額

入学料 円

授業料 円（ 年 月分～ 年 月分）

※ 料については 月 日までに 円を別添の納付書により納付してください。

※ 料については 月に納付書を送付しますので 月 日までに納付してください。

(参考)

	減免前の金額	減免後の金額
入学料	円	円
授業料 (年 月～ 年 月)	円	円

※本通知は、重要な書類ですので、大切に保管してください。

※なお、実習演習費は、減免の対象外となっているため、年額30,000円を半期ごとに授業料とあわせて納付していただきます。

●還付発生時の還付額

・入学料

減免区分	還付額
	円

・授業料

減免区分	還付額
	円

青公大教第 年 月 日 号

様

公立大学法人青森公立大学
理事長

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免認定結果通知書

年 月 日付けで申請のあった授業料等の減免について、認定対象でないと判定したので通知します。

については、月 日までに別添の納付書により所定の 料等を納付してください。

なお、 料については、月に納付書を送付しますので月 日までに納付してください。

(参考)

	納付金額
入学料	円
授業料 (年 月～ 年 月)	円
実習演習費	円

青公大教第 号
年 月 日

様

公立大学法人青森公立大学
理事長

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免認定結果通知書

年 月 日付で申請のあった授業料等の減免について、対象者に認定し、下記のとおり、授業料等の減免を行いますので通知します。

記

1. 減免区分

- 第Ⅰ区分（満額の支援）
- 第Ⅱ区分（満額の2/3の支援）
- 第Ⅲ区分（満額の1/3の支援）
- 第Ⅳ区分（満額の1/4の支援）

2. 上記減免区分が適用される期間

年 月 ～ 年 月

※ 年 月から 年 月までの間、減免区分は3カ月毎に判定し、それ以降は1年毎に判定します。年 月以降は、毎年10月から新たな減免区分になります。
新たな減免区分については、判定の都度、通知します。

3. 減免額

上記期間における1カ月当たりの授業料減免額 円
入学料減免額 円

4. 減免後の納付額

入学料について、減免後の納付額は 円となります。月 日までに、 円を _____ に納付してください。

年 月分～ 年 月分の授業料の減免後納付額や納付先等については、年 月頃に別途通知します。

(参考) 入学料の減免額等

減免区分	入学料減免額	減免前の入学料の額	減免後の入学料の額
	円	円	円

(参考) 年度の授業料の減免額等

年月	減免区分	授業料減免額 (1カ月当たり)	減免前の授業料の額 (1カ月当たり)	減免後の授業料の額 (1カ月当たり)
年 月		円	円	円
年 月		円	円	円
年 月		円	円	円
年 月		円	円	円
年 月		円	円	円
年 月		円	円	円
年 月		円	円	円
年 月		円	円	円
年 月		円	円	円
年 月		円	円	円
年 月		円	円	円
年 月		円	円	円
年 月		円	円	円

※本通知は、重要な書類ですので、大切に保管してください。

※なお、実習演習費は、減免の対象外となっているため、年額30,000円を半期ごとに授業料とあわせて納付していただきます。

(参考) 還付発生時の還付額

・入学料

減免区分	還付額
円	円

・授業料

減免区分	還付額
円	円

青公大教第 号
年 月 日

様

公立大学法人青森公立大学
理事長

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の
適格認定における学業成績の判定結果通知（警告）

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第15条に基づき、年度（前期・後期）の適格認定における学業成績の判定を行った結果、下記のとおり判定されましたので通知します。

次回の適格認定における学業成績の判定において、下記の状況が改善されていない場合、認定を取消す（授業料等減免を終了する）こととなりますので、申し添えます。

記

〔判定の結果〕 警告

- 事由 修得した単位数等の合計数が標準単位数の6割以下
- GPA等が学部等における下位4分の1に該当
- 学修意欲が著しく低い状況

以上

青公大教第 号
年 月 日

様

公立大学法人青森公立大学
理事長

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の
適格認定における学業成績の判定結果通知

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第15条に基づき、 年度（前期・後期）の適格認定における学業成績の判定を行った結果、同施行規則別表第2の上欄に掲げる廃止の区分及び警告の区分のいずれにも該当しないことを確認しましたので、通知します。

青公大教第 号
年 月 日

様

公立大学法人青森公立大学
理事長

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の
適格認定における収入額・資産額の判定結果通知

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第13条第1項に基づき、適格認定における収入額・資産額等の判定を行った結果、下記のとおり判定されましたので通知します。

記

1. 減免区分

- 第Ⅰ区分（満額の支援）
- 第Ⅱ区分（満額の2/3の支援）
- 第Ⅲ区分（満額の1/3の支援）
- 第Ⅳ区分（満額の1/4の支援）

2. 上記減免区分が適用される期間

年 月 ～ 年 月

3. 減免額

入学料 円
授業料 円（ 年 月分～ 年 月分）

4. 減免後の納付額

入学料 円
授業料 円（ 年 月分～ 年 月分）
※ 月 日までに 円を に納付してください。

(参考)

従前(年 月～ 年 月)の減免区分【第 区分】

	減免前の金額	減免後の金額
入学料		
授業料 (年 月～ 年 月)		

新たな減免区分(年 月～ 年 月)【第 区分】

	減免前の金額	減免後の金額
授業料 (年 月～ 年 月)		

※本通知は、重要な書類ですので、大切に保管してください。

※なお、自習演習費は、減免の対象外となっているため、年額30,000円を半期ごとに授業料とあわせて納付していただきます。

青公大教第 号
年 月 日

様

公立大学法人青森公立大学
理事長

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の
適格認定における収入額・資産額の判定結果通知

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第13条第2項に基づき、適格認定における収入額・資産額等の判定を行った結果、下記のとおり判定されましたので通知します。

記

1. 減免区分

- 第Ⅰ区分（満額の支援）
- 第Ⅱ区分（満額の2/3の支援）
- 第Ⅲ区分（満額の1/3の支援）
- 第Ⅳ区分（満額の1/4の支援）

2. 上記減免区分が適用される期間

年 月 ～ 年 月

※ 年 月から 年 月までの間、減免区分は3カ月毎に判定し、それ以降は1年毎に判定します。年 月以降は、毎年10月から新たな減免区分になります。新たな減免区分については、判定の都度、通知します。

3. 減免額

上記期間における1カ月当たりの授業料減免額 円

4. 減免後の納付額

年 月分～ 年 月分の授業料の減免後納付額や納付先等については、年 月頃に別途通知します。

(参考) 年度の授業料の額

年月	減免区分	授業料減免額 (1カ月当たり)	減免前の授業料の額 (1カ月当たり)	減免後の授業料の額 (1カ月当たり)
年 月		円	円	円
年 月		円	円	円
年 月		円	円	円
年 月		円	円	円
年 月		円	円	円
年 月		円	円	円
年 月		円	円	円
年 月		円	円	円
年 月		円	円	円
年 月		円	円	円
年 月		円	円	円
年 月		円	円	円
年 月		円	円	円

※本通知は、重要な書類ですので、大切に保管してください。

※なお、実習演習費は、減免の対象外となっているため、年額30,000円を半期ごとに授業料とあわせて納付していただきます。

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の支援停止申請書

年 月 日

公立大学法人青森公立大学
理事長 様

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免による支援について、以下の通り認定の効力を停止するよう申請します。

なお、支援の再開を希望するときは、別途、当該停止を解除する旨の申請をいたします。

フリガナ		入学 年月	年 月
氏 名			
学籍番号			
所属学部 ・学科等		学 年	

減免を停止する期間 [始期] 年 月
[終期] (予定) 年 月

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の停止の解除（支援の再開）申請書

年 月 日

公立大学法人青森公立大学
理事長 様

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免について、以下の通り認定の効力の停止を解除し、支援を再開するよう申請します。

フリガナ		入学 年月	年 月
氏 名			
学籍番号			
所属学部 ・学科等		学 年	

減免の停止の始期 年 月
停止の解除（支援の再開）を希望する年月 年 月

青公大教第 号
年 月 日

様

公立大学法人青森公立大学
理事長

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の認定取消通知書

年 月 日付（文書番号）により通知した授業料等減免対象者としての認定について、大学等における修学の支援に関する法律施行規則第15条第1項及び第16条に基づき下記の通り取り消しますので通知します。

記

1. 認定取消により減免を行わないこととなる月

年 月

※ 貴殿は下記の事由に該当したため、学年の始期に遡って、認定の効力が失われます。（下記のi）～iv）に該当の場合は、この一文を削除）

2. 認定取消の事由

- 偽りその他不正の手段により授業等減免を受けた。
- 適格認定における学業成績の判定の結果、下記に該当した。
 - i) 修業年限で卒業又は修了できないことが確定
 - ii) 修得した単位数等の合計数が標準単位数の5割以下
 - iii) 学修意欲が著しく低い状況
 - iv) 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当
 - v) 上記i)～iv)に該当し、かつ学業成績が著しく不良であると認められ、そのことについて災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められない。
- 懲戒としての退学又は停学（期限の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けた。

3. 認定取消に係る納付額

入学料 円

授業料 円（ 年 月分～ 年 月分）

※ 月 日までに 円を に納付してください。

青公大教第 号
年 月 日

様

公立大学法人青森公立大学
理事長

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の
認定の効力の停止に関する通知

年 月 日付（文書番号）により通知した授業料等減免対象者としての認定について、
大学等における修学の支援に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第18条第1項に基づ
き、下記の通り認定の効力を停止しますので通知します。

記

1. 認定の効力の停止により、減免を停止する期間

年 月 ～ 年 月（予定）

2. 事由

- 休学を認められた。（ 年 月～ 年 月（予定））
- 停学（3月未満の期間のものに限る。）または訓告の処分を受けた。
- 適格認定における収入額・資産額の判定の結果、授業料等減免対象者及び
その生計維持者に係る直近の減免額算定基準額又は資産の合計額が、それぞれ
省令第10条第2項第3号イ又はロに定める額に該当しなくなった。
- 日本国籍を有しておらず、支援対象となる在留資格等を有しなくなった。
- 本学が定める日までに減免継続願を提出しなかった。
- 本学が定める日までに各種届出を行わなかった。

3. 停止期間に係る授業料等の納付

授業料 円（ 年 月分～ 年 月分）

※ 月 日までに 円を に納付してください。

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の対象者の国籍・在留資格等の変更届

年 月 日

公立大学法人青森公立大学

理事長 様

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けるにあたり、在留資格等の変更がありましたので届け出ます。

フリガナ		入学年度	年度入学
氏名			
学籍番号			
所属学部・学科等		学年	

変更前の国籍・在留資格等

国籍	<input type="checkbox"/> 日本国 ・ <input type="checkbox"/> 日本国以外
在留資格等	(国籍が「日本国以外」の人のみ記入) <input type="checkbox"/> 永住者 <input type="checkbox"/> 法定特別永住者 <input type="checkbox"/> 日本人の配偶者等 <input type="checkbox"/> 永住者の配偶者 <input type="checkbox"/> 定住者
在留期限	(在留資格等が「永住者」・「法定特別永住者」以外の人のみ記入) 年 月



変更後の国籍・在留資格等

国籍	<input type="checkbox"/> 日本国 ・ <input type="checkbox"/> 日本国以外
在留資格等	(国籍が「日本国以外」の人のみ記入) <input type="checkbox"/> 永住者 <input type="checkbox"/> 法定特別永住者 <input type="checkbox"/> 日本人の配偶者等 <input type="checkbox"/> 永住者の配偶者 <input type="checkbox"/> 定住者
在留期限	(在留資格等が「永住者」・「法定特別永住者」以外の人のみ記入) 年 月
永住の意思	(在留資格等が「定住者」の人のみ記入) <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の生計維持者の変更届

年 月 日

公立大学法人青森公立大学

理事長

様

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けるにあたり、生計維持者が変わりましたので届け出ます。

フリガナ		入学年度	年度入学
氏名			
学籍番号			
所属学部・学科等		学年	

生計維持者1	変更前の生計維持者1		
	本人との続柄	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 支援対象者本人 <input type="checkbox"/> その他	
	(フリガナ)		
	氏名	姓	名
	生年月日	年 月 日	
	▼		
	変更後の生計維持者1		
	本人との続柄	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 支援対象者本人 <input type="checkbox"/> その他	
	(フリガナ)		
	氏名	姓	名
生年月日	年 月 日		

生計維持者2	変更前の生計維持者2		
	本人との続柄	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 支援対象者本人 <input type="checkbox"/> その他	
	(フリガナ)		
	氏名	姓	名
	生年月日	年 月 日	
	▼		
	変更後の生計維持者2		
	本人との続柄	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 支援対象者本人 <input type="checkbox"/> その他	
	(フリガナ)		
	氏名	姓	名
生年月日	年 月 日		

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の実績に関する報告書

年 月 日

学校長 様

公立大学法人青森公立大学
理事長

大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等減免について、本学における下記の者の授業料等減免の実施実績を報告します。

フリガナ			
氏名		本学に入学した年度	年 月
所属学部・学科等(本学)		修業年限(本学)	年
所属学部・学科等(貴学)		貴学に転学・編入学した年度	年 月

本学における授業料等減免の実績

授業料等減免対象者として認定した年月	年 月	
授業料を減免した期間	年 月～年 月 (計 月間)	
入学料の減免	有 無	
授業料等減免対象者として認定の取消し	有 無	(認定取消しとなった年月) 年 月
授業料等減免対象者としての認定の効力の停止	有 無	(認定効力停止となった年月) 年 月～ 年 月
(認定の効力の停止が「有」の場合のみ、その事由として該当するものを選択)		
<input type="checkbox"/> 休学を認められた。(年 月～ 年 月(予定))		
<input type="checkbox"/> 停学(3月未満の期間のものに限る。)または訓告の処分を受けた。		
<input type="checkbox"/> 適格認定における収入額・資産額の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額又は資産の合計額がそれぞれ省令第10条第2項第3号イ又はロに定める額に該当しなくなった。		
<input type="checkbox"/> 日本国籍を有しておらず、支援対象となる在留資格等を有しなくなった。		
<input type="checkbox"/> 本学(本校)が定める日までに減免継続願を提出しなかった。		
<input type="checkbox"/> 本学(本校)が定める日までに各種届出を行わなかった。		

直近の適格認定における学業成績の判定 を実施した年月	年 月	
適格認定における学業成績の判定【警告】	有 無	(警告となった年月) 年 月
<p>(学業成績の判定【警告】が「有」の場合のみ、その事由として該当するものを選択)</p> <p>事由 <input type="checkbox"/> 修得した単位数等の合計数が標準単位数の6割以下</p> <p><input type="checkbox"/> GPA等が学部等における下位4分の1に該当</p> <p><input type="checkbox"/> 学修意欲が著しく低い状況</p>		

備考 (特記事項)

--